

吸收分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

レイズネクスト株式会社

2021 年 10 月 7 日

2021年10月7日

吸收分割に係る事後開示事項

横浜市中区桜木町一丁目1番地8
レイズネクスト株式会社
代表取締役 毛利 照彦

レイズネクスト株式会社（以下、「吸收分割会社」といいます。）およびENEOS トレーディング株式会社（以下、「吸收分割承継会社」といいます。）は、2021年6月10日付で吸收分割会社と吸收分割承継会社との間で締結した吸收分割契約書（以下、「本件吸收分割契約」といいます。）に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、吸收分割会社がそのガソリンスタンド工務事業及びこれに付帯関連する事業に関する権利義務を吸收分割承継会社に吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）により承継させました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下の通りです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2021年10月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

（1）株主による吸収分割差止請求手続

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第784条の2に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

（2）反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続きは行っておりません。

（3）新株予約権者の新株予約権買取請求手続

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法787条第1項第2号の規定による手続きは行っておりません。

（4）債権者保護手続

会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、2021年6月30日付で官報公告および電子公告を行いましたが、会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 株主による吸収分割差止請求手続

本件吸収分割は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第797条の規定による手続きは行っておりません。

(3) 債権者保護手続

会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年6月30日付で官報公告および電子公告を行いましたが、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である2021年10月1日をもって、吸収分割会社から、本件吸収分割契約に定めるガソリンスタンド工務事業及びこれに付帯関連する事業に関する権利義務を承継しました。

5. 本件吸収分割による変更の登記をした日

2021年10月6日（予定）

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上